

情報通信政策研究所学術雑誌査読規程

(趣旨)

第1条 この規程は、総務省情報通信政策研究所（以下「研究所」という。）が情報通信政策研究所学術雑誌刊行規程（以下「刊行規程」という。）に基づき刊行する学術雑誌（以下単に「学術雑誌」という。）における掲載に関する研究所からの募集に応じて投稿された論文その他の著作物（以下「投稿論文等」という。）について、刊行規程及び情報通信政策研究所学術雑誌投稿規程（以下「投稿規程」という。）の定めるところにより編集委員会が行う査読の手続、査読の方法、査読の結果の区分等を定める。

(査読の手続)

第2条 編集委員会は、投稿規程第6条第4項の規定により編集委員会による査読に付された投稿論文等ごとに、その査読に付された日から起算して原則として3日を経過する日までに、その査読者の候補の提示並びに当該投稿論文等の学術雑誌への掲載の可否並びにその区分に関する編集委員会の結論及びその理由の案の作成を担当する編集委員（以下「担当委員」という。）1人を編集委員の互選により速やかに選任する。

2 編集委員会は、前項の投稿論文等について、その投稿者若しくは投稿者以外の著作者又は投稿規程第2条第1項第4号の推薦をした者のいずれかに該当する者（以下この条及び第6条第7項において「特定関係者」という。）である編集委員を担当委員として選任してはならない。

3 担当委員は、その選任の日から起算して原則として5日を経過する日までに、その担当する投稿論文等（以下「担当論文等」という。）について、その分野の学識に富む者（当該担当論文等に係る特定関係者でない者に限る。）2人以上を査読者の候補者として編集委員会に推薦するものとする。この場合において、担当委員は、推薦に係る候補者から査読者としての委嘱についての内諾を得ておくよう努めるものとする。

4 編集委員会は、その査読に付された投稿論文等について、前項の規定により担当委員が候補者を推薦した日から起算して原則として3日を経過する日までに、当該担当委員が推薦する候補者のうちから2人以上をその査読者として選定する。ただし、編集委員会における審議の結果、同項の規定により担当委員が推薦した候補者以外の者であって、その分野の学識に富むもの（当該投稿論文等に係る特定関係者でない者に限る。）を査読者として選定することを妨げない。

5 編集委員会は、その査読に付された投稿論文等について、前項の規定により選定した者を、あらかじめその者の同意を得て、査読者として速やかに委嘱する。

6 前項の規定により委嘱を受けた査読者は、その委嘱の日から起算して原則として30日を経過する日までに、次条に定めるところにより、その委嘱に係る投稿論文等について査読を行い、その結果に基づき、当該投稿論文等の学術雑誌への掲載の可否に関する評価

の区分及びその理由を様式第1の査読報告書に記入して、当該査読報告書を編集委員会に提出するものとする。

- 7 編集委員会は、査読に付された投稿論文等について、第5項の規定により委嘱を受けた査読者のすべてから前項の規定により査読報告書の提出を受けたときは、提出された査読報告書をその担当委員に直ちに送付する。
- 8 前項の規定により査読報告書の送付を受けた担当委員は、当該担当論文等について、同項の送付を受けた日から起算して原則として7日を経過する日までに、第4条に定めるところにより、各査読者の査読報告書の内容を総合的に勘案して審査を行い、その結果に基づき、当該担当論文等の学術雑誌への掲載の可否に関する判定の区分及びその理由の案を様式第2（査読結果通知書）の書面に記入して、当該書面を編集委員会に提出するものとする。この場合において、担当委員は、当該理由の案の記入に当たり、査読者の匿名性の確保に留意しなければならない。
- 9 編集委員会は、前項の規定により担当委員から書面が提出された投稿論文等について、同項の提出を受けた日から起算して原則として3日を経過する日までに、第5条に定めるところにより、当該書面の内容に基づき審議を行い、その結果に基づいて当該投稿論文等の学術雑誌への掲載の可否に関する判定の区分及びその理由を決定して様式第2の査読結果通知書に記入し、当該査読結果通知書により研究所に報告するものとする。この場合において、編集委員会は、当該理由の記入に当たり、査読者及び担当委員の匿名性の確保に留意しなければならない。
- 10 前項の投稿論文等に係る特定関係者である編集委員は、同項の審議に関する議事に参加することができない。
- 11 研究所は、第9項の報告を受けたときは、直ちに、その内容を当該査読結果通知書により当該投稿論文等に係る投稿者に通知するものとする。

（査読の方法等）

- 第3条 情報通信政策に関する研究をより一層深化させ、その成果が一般に公表されて、広く議論を巻き起こし、新たな研究を刺激することが重要であるとともに、情報通信分野における研究者の育成を目的とした査読付投稿論文等の掲載を趣旨としていることから、できるだけ多くの論考を掲載していく観点を踏まえて、査読を実施する。
- 2 査読者がその委嘱に係る投稿論文等について前条第6項の規定により行う査読は、別表第一の各号に掲げる項目について、当該各号の右欄に掲げる観点から行うものとする。
 - 3 査読者は、その委嘱に係る投稿論文等について、前条第6項の規定により行った査読の結果に基づき、同項に規定する評価の区分を次の各号のうちから選択しなければならない。
 - 一 論文（査読付）として掲載すべきもの
 - 二 論文（査読付）としての条件付掲載とすべきもの
 - 三 論文（査読付）としての再査読に付すべきもの
 - 四 調査研究ノート（査読付）として掲載すべきもの
 - 五 調査研究ノート（査読付）としての条件付掲載とすべきもの

六 調査研究ノート（査読付）としての再査読に付すべきもの

七 不掲載とすべきもの

- 4 前項の規定による評価の区分の選択の基準は、別表第二に掲げるとおりとする。
- 5 査読者は、その委嘱に係る投稿論文等についての前条第6項に規定する評価の区分を第3項第1号に掲げる区分又は同項第4号に掲げる区分とする場合には、その理由（投稿者がその投稿に当たり論文（査読付）としての掲載を希望する旨を記載した書面を研究所に提出しているにもかかわらず、当該評価の区分を同号に掲げる区分とする場合には、その理由を含む。）を当該投稿論文等の内容に即して具体的かつ明確に示さなければならない。
- 6 査読者は、その委嘱に係る投稿論文等についての前条第6項に規定する評価の区分を第3項第2号に掲げる区分又は同項第5号に掲げる区分とする場合には、当該投稿論文等を論文（査読付）又は調査研究ノート（査読付）として掲載するために必要かつ十分な修正その他の改稿に関する条件及びその理由（投稿者がその投稿に当たり論文（査読付）としての掲載を希望する旨を記載した書面を研究所に提出しているにもかかわらず、当該評価の区分を同号に掲げる区分とする場合には、その理由を含む。）を当該投稿論文等の内容に即して具体的かつ明確に示さなければならない。
- 7 査読者は、その委嘱に係る投稿論文等についての前条第6項に規定する評価の区分を第3項第3号に掲げる区分又は同項第6号に掲げる区分とする場合には、当該投稿論文等を論文（査読付）又は調査研究ノート（査読付）として掲載するために必要かつ十分な修正その他の改稿に関する基本的な指針及びその理由（投稿者がその投稿に当たり論文（査読付）としての掲載を希望する旨を記載した書面を研究所に提出しているにもかかわらず、当該評価の区分を同号に掲げる区分とする場合には、その理由を含む。）を当該投稿論文等の内容に即して具体的かつ明確に示さなければならない。
- 8 査読者は、その委嘱に係る投稿論文等についての前条第6項に規定する評価の区分を第3項第7号に掲げる区分とする場合には、その理由を当該投稿論文等の内容に即して具体的かつ明確に示さなければならない。

（担当委員による審査の方法等）

第4条 担当委員がその担当論文等について第2条第8項の規定により行う審査は、別表第一の各号に掲げる項目について、当該各号の右欄に掲げる観点から行うものとする。

- 2 担当委員は、その担当論文等について、第2条第8項の規定により行った審査の結果に基づき、同項に規定する判定の区分の案を第3条第3項各号に掲げる区分のうちから選択しなければならない。
- 3 前項の規定による判定の区分の案の選択の基準は、別表第二に掲げるとおりとする。
- 4 担当委員は、その担当論文等についての第2条第8項に規定する評価の区分を前条第3項第1号に掲げる区分又は同項第4号に掲げる区分とする場合には、その理由（投稿者がその投稿に当たり論文（査読付）としての掲載を希望する旨を記載した書面を研究所に提出しているにもかかわらず、当該判定の区分を同号に掲げる区分とする場合には、その理由を含む。）を当該担当論文等の内容に即して具体的かつ明確に示さなければならない。

- 5 担当委員は、その担当論文等についての第2条第8項に規定する判定の区分の案を前条第3項第2号に掲げる区分又は同項第5号に掲げる区分とする場合には、当該担当論文等を論文（査読付）又は調査研究ノート（査読付）として掲載するために必要かつ十分な修正その他の改稿に関する条件及びその理由（投稿者がその投稿に当たり論文（査読付）としての掲載を希望する旨を記載した書面を研究所に提出しているにもかかわらず、当該判定の区分の案を同号に掲げる区分とする場合には、その理由を含む。）を当該担当論文等の内容に即して具体的かつ明確に示さなければならない。
- 6 担当委員は、その担当論文等についての第2条第8項に規定する判定の区分の案を前条第3項第3号に掲げる区分又は同項第6号に掲げる区分とする場合には、当該担当論文等を論文（査読付）又は調査研究ノート（査読付）として掲載するために必要かつ十分な修正その他の改稿に関する基本的な指針及びその理由（投稿者がその投稿に当たり論文（査読付）としての掲載を希望する旨を記載した書面を研究所に提出しているにもかかわらず、当該判定の区分の案を同号に掲げる区分とする場合には、その理由を含む。）を当該担当論文等の内容に即して具体的かつ明確に示さなければならない。
- 7 担当委員は、その担当論文等についての第2条第8項に規定する判定の区分の案を前条第3項第7号に掲げる区分とする場合には、その理由を当該担当論文等の内容に即して具体的かつ明確に示さなければならない。

（編集委員会による審議の方法等）

- 第5条 編集委員会が第2条第9項に規定する投稿論文等について同項の規定により行う審議は、別表第一の各号に掲げる項目について、当該各号の右欄に掲げる観点から行うものとする。
- 2 編集委員会は、第2条第9項に規定する投稿論文等について、同項の規定により行った審議の結果に基づき、同項に規定する判定の区分を第3条第3項各号に掲げる区分のうちから選択して決定しなければならない。
 - 3 前項の規定による判定の区分の選択の基準は、別表第二に掲げるとおりとする。
 - 4 編集委員会は、第2条第9項に規定する投稿論文等についての同項に規定する評価の区分を第3条第3項第1号に掲げる区分又は同項第4号に掲げる区分とする場合には、その理由（投稿者がその投稿に当たり論文（査読付）としての掲載を希望する旨を記載した書面を研究所に提出しているにもかかわらず、当該判定の区分を同号に掲げる区分とする場合には、その理由を含む。）を当該投稿論文等の内容に即して具体的かつ明確に示さなければならない。
 - 5 編集委員会は、第2条第9項に規定する投稿論文等についての同項に規定する判定の区分を第3条第3項第2号に掲げる区分又は同項第5号に掲げる区分とする場合には、当該投稿論文等を論文（査読付）又は調査研究ノート（査読付）として掲載するために必要かつ十分な修正その他の改稿に関する条件（以下「掲載条件」という。）及びその理由（投稿者がその投稿に当たり論文（査読付）としての掲載を希望する旨を記載した書面を研究所に提出しているにもかかわらず、当該判定の区分を同号に掲げる区分とする場合には、その理由を含む。）を当該投稿論文等の内容に即して具体的かつ明確に示さなければ

ばならない。

- 6 編集委員会は、第2条第9項に規定する投稿論文等についての同項に規定する判定の区分を第3条第3項第3号に掲げる区分又は同項第6号に掲げる区分とする場合には、当該投稿論文等を学術雑誌に論文（査読付）又は調査研究ノート（査読付）として掲載するために必要かつ十分な修正その他の改稿に関する基本的な指針及びその理由（投稿者がその投稿に当たり論文（査読付）としての掲載を希望する旨を記載した書面を研究所に提出しているにもかかわらず、当該判定の区分を同号に掲げる区分とする場合には、その理由を含む。）を当該投稿論文等の内容に即して具体的かつ明確に示さなければならない。
- 7 編集委員会は、第2条第9項に規定する投稿論文等についての同項に規定する判定の区分を第3条第3項第7号に掲げる区分とする場合には、その理由を当該投稿論文等の内容に即して具体的かつ明確に示さなければならない。

（改稿後論文等に関する特則）

- 第6条 第2条第11項の通知を受けた投稿者（当該通知に係る投稿論文等（以下この条において「当初投稿論文等」という。）についての同条第9項に規定する判定の区分が第3条第3項第2号に掲げる区分又は同項第5号に掲げる区分のいずれかである場合に限る。）は、当該通知を受けた日から起算して原則として14日を経過する日までに、当初投稿論文等に対しその掲載条件に従って修正その他の改稿を施したものとして論文その他の著作物（以下この条及び第8条において「改稿後論文等」という。）を研究所に投稿することができる。
- 2 研究所は、前項に規定する投稿者から同項に定めるところにより改稿後論文等の投稿を受けたときは、直ちに、編集委員会による当該改稿後論文等がその掲載条件に適合するものであるかどうかについての確認に付する。
 - 3 編集委員会は、前項の規定により改稿後論文等が同項に規定する確認に付されたときは、直ちに、当該改稿後論文等を当初投稿論文等の担当委員（以下この条において単に「担当委員」という。）に送付する。
 - 4 前項の規定により改稿後論文等の送付を受けた担当委員は、同項の送付を受けた日から起算して原則として7日を経過する日までに、当該改稿後論文等が当該掲載条件に適合するものであるかどうかについて審査を行い、その結果に基づき、その結論（当該改稿後論文等が当該掲載条件に適合しないものと認める場合には、その理由を含む。）の案を整理して様式第3（掲載条件適合性確認結果通知書）の書面に記入して、当該書面を編集委員会に提出するものとする。
 - 5 編集委員会は、前項の規定により担当委員から書面が提出された改稿後論文等について、同項の提出を受けた日から起算して原則として2日を経過する日までに、当該掲載条件に適合するものであるかどうかについて当該書面の内容に基づき審議を行い、その結果に基づき、その結論（当該改稿後論文等が当該掲載条件に適合しないものと認める場合には、その理由を含む。）を様式第3の掲載条件適合性確認結果通知書に記入して、当該掲載条件適合性確認結果通知書により研究所に報告するものとする。
 - 6 編集委員会は、前項の審議の結果、当該改稿後論文等が当該掲載条件に適合するものと

認める場合には、第1項に規定する判定の区分が第3条第3項第2号に掲げる区分又は同項第5号に掲げる区分のいずれであるかに応じて、当該改稿後論文等について論文（査読付）等又は調査研究ノート（査読付）として掲載すべきものと決定するとともに、その旨を前項の掲載条件適合性確認結果報告書に記入するものとする。

- 7 当初投稿論文等に係る特定関係者である編集委員は、第5項の審議及び前項の決定に関する議事に参加することができない。
- 8 研究所は、第5項の報告を受けたときは、直ちに、その内容を当該掲載条件適合性確認結果通知書により当該改稿後論文等に係る投稿者に通知するものとする。
- 9 第2条から前条までの規定は、第1項の規定により投稿者が研究所に投稿した改稿後論文等については、適用しない。
- 10 研究所から第8項の通知（当該改稿後論文等が当該掲載条件に適合しないものと認める旨の結論に係る通知に限る。）を受けた投稿者は、当該通知を受けた日から起算して原則として14日を経過する日又は当初投稿論文等に係る第2条第11項の通知を受けた日から起算して原則として60日を経過する日のいずれか早い日までであれば、当該改稿後論文等に対し当該掲載条件に従って修正その他改稿（第8項の通知に係る掲載条件適合性確認結果通知書に掲げる第5項の理由に基づく修正その他の改稿に限る。）を施したのものとして論文その他の著作物（次項において「再改稿後論文等」という。）を研究所に投稿することができる。
- 11 第2項から第9項までの規定は、再改稿後論文等について準用する。

（照会）

第7条 研究所は、この規程の施行に必要な限度において、投稿者に対し照会する場合がある。

- 2 投稿者は、前項の照会に応ずるものとする。
- 3 投稿者が正当な理由なく第1項の照会に応じない場合には、研究所は、編集委員会に諮り、その議決に基づき、その投稿に係る論文等を学術雑誌に掲載しないことを決定する場合があるとともに、当該投稿者（当該論文等が共同著作物である場合には、当該論文等の著作者の全て）からの投稿を一定期間受理しないものとする場合がある。

（雑則）

第8条 査読者は、第2条第5項の委嘱を受けるに当たり、その委嘱に係る投稿論文等の査読に関し担当委員又は編集委員会がこの規程の定めるところにより行う業務（当該投稿論文等に係る改稿後論文等がその掲載条件に適合するものであるかどうかの確認に関する業務を含む。）に関し、同条第6項の規定により編集委員会に提出する査読報告書の取扱いについて著作権法（昭和45年法律第48号）の規定に基づく権利の存在を主張しないこと及び当該権利を行使しないことについてあらかじめ同意しなければならない。

- 2 査読者は、その委嘱に係る投稿論文等に関し知り得た秘密を漏らし、又は当該投稿論文等の査読の目的以外の目的のために利用してはならない。
- 3 編集委員は、投稿論文等（改稿後論文等を含む。）に関し知り得た秘密を漏らし、又は

自ら若しくは編集委員会がこの規程の定めるところにより行う業務の目的以外の目的のために利用してはならない。

- 4 この規程並びに刊行規程及び投稿規程に定めるもののほか、投稿論文等の査読（改稿後論文等がその掲載条件に適合するものであるかどうかの確認を含む。）に関し必要な事項は、調査研究部長が決する。

附 則

この規程は、平成29年3月15日から施行する。

附 則（令和4年3月31日 情研総第114号）

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年5月20日 情研総第52号）

この規定は、令和8年5月20日から施行する。

別表第一（第3条第2項、第4条第1項、第5条第1項関係）

項目	観点
1 分野	情報通信政策に関連する学術上の調査又は研究（その主たる部分が理学、工学その他の理科系統の分野における調査又は研究であるものを除く。）の結果（当該結果に関連する学術上の見解を含む。）に基づく学術上の論文その他の著作物であること。
2 有効性	情報通信政策に関連する学術上の調査又は研究の発展又は活性化に寄与するものであること。
3 新規性	当該投稿論文等に係る学術の分野における公正な慣行に照らし、学術上の新規性があると認められるものであること。
4 信頼性	議論の前提、手法、根拠及び結論について、客観的に検証できる形式で記述されており、かつ、誤りがないと信頼できるものであること。
5 論理性	論理が的確かつ明瞭に記述されているものであること。
6 体裁	当該投稿論文等に係る学術の分野における公正な慣行に照らし、適切と認められる体裁であること。

別表第二（第3条第4項、第4条第3項、第5条第3項関係）

区分	基準
1 論文（査読付）として掲載すべきもの	当該投稿論文等に係る学術の分野における公正な慣行に照らし、論文（査読付）として掲載すべきものと認められる論文（若干の誤字、脱字等についてごく機械的かつ軽微な修正その他の改稿を施せば掲載しても差し支えなくなると認められる論文を含む。）であること。
2 論文（査読付）としての条件付掲載とすべきもの	当該投稿論文等に係る学術の分野における公正な慣行に照らし、比較的軽微な修正その他の改稿を施せば論文（査読付）として掲載しても差し支えなくなると認められる論文であって、その掲載条件を具体的かつ明確に示すことができるもの（前号の括弧書きに規定する論文に該当するものを除く。）であること。
3 論文（査読付）としての再査読に付すべきもの	当該投稿論文等に係る学術の分野における公正な慣行に照らし、第1号及び前号のいずれにも該当しないものの、論文（査読付）としての掲載に向けての改稿が期待される論文であること。
4 調査研究ノート（査読付）として掲載すべきもの	当該投稿論文等に係る学術の分野における公正な慣行に照らし、情報通信政策に関連する学術上の調査又は研究を発展させ、又は活性化させる契機となり得るデータ、情報若しくは知見又は問題の提起を含むものとして掲載すべきと認められる論文（前各号のいずれかに該当する論文を除く。）その他の著作物（若干の誤字、脱字等についてごく機械的かつ軽微な修正その他の改稿を施せば掲載しても差し支えなくなると認められるものを含む。）であること。
5 調査研究ノート（査読付）としての条件付掲載とすべきもの	当該投稿論文等に係る学術の分野における公正な慣行に照らし、比較的軽微な修正その他の改稿を施せば調査研究ノート（査読付）として掲載しても差し支えなくなると

	認められる論文その他の著作物であって、その掲載条件を具体的かつ明確に示すことができるもの（前各号のいずれかに該当するものを除く。）であること。
6 調査研究ノート（査読付）としての再査読に付すべきもの	前各号及び次号のいずれにも該当しない論文その他の著作物であること。
7 不掲載とすべきもの	<p>次のいずれかに該当する論文その他の著作物であること。</p> <p>① 情報通信政策に関連する学術上の調査又は研究（その主たる部分が理学、工学その他の理科系統の分野における調査又は研究であるものを除く。）の結果（当該結果に関連する学術上の見解を含む。）に基づく学術上の論文その他の著作物とは認められないもの</p> <p>② 情報通信政策に関連する学術上の調査又は研究の発展又は活性化に寄与するものとは認められないもの</p> <p>③ 当該投稿論文等に係る学術の分野における公正な慣行に照らし、内容の新規性が乏しいと認められるもの</p> <p>④ 当該投稿論文等に係る学術の分野における公正な慣行に照らし、内容の信頼性が乏しいと認められるもの</p> <p>⑤ 当該投稿論文等に係る学術の分野における公正な慣行に照らし、内容の論理性が乏しいと認められるもの</p> <p>⑥ 当該投稿論文等に係る学術の分野における公正な慣行に照らし、体裁が著しく不適切であること。</p> <p>⑦ ①から⑥までに掲げるもののほか、投稿者に対し大幅な修正その他の改稿を求めても、論文（査読付）又は調査研究ノート（査読付）のいずれかとして掲載しても差し支えない程度にまで改善される見込みが乏しいと認められるもの</p>